

第四回 歳時 目次

第一項 季節

一	二十四節気	2
二	雑節	7
三	五節供(五節句)	17

第二項 季節の言葉

一	正月の言葉	27
二	春の言葉	34
三	夏の言葉	36
四	秋の言葉	38
五	冬の言葉	42
六	食の季語	45

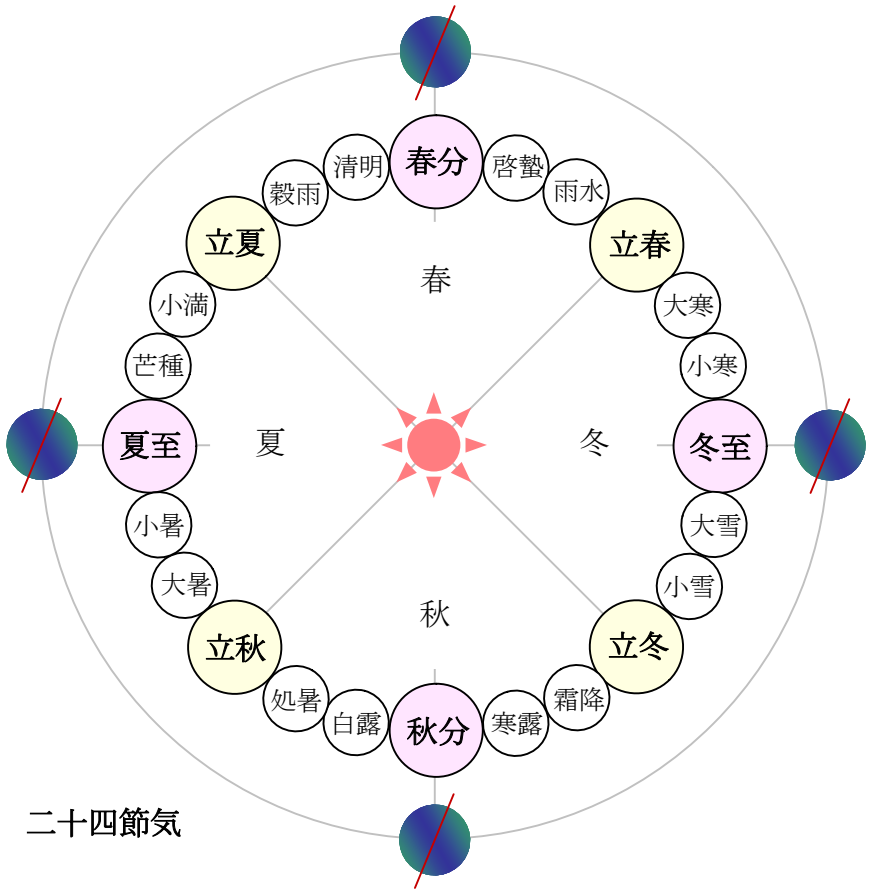
第一項 季節

一 二十四節氣にじゅうしせつき

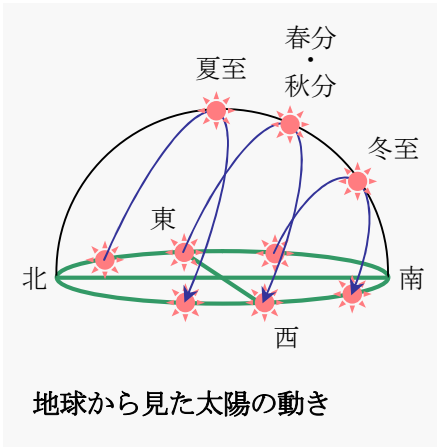
二十四節氣は、紀元前七世紀頃に中国でつくられたとされている季節区分法で、影が最長となる冬至を基準に、次の冬至までの一太陽年（実際の一年）を二十四等分し設定されました。一つの節氣は十五日間になります。

二十四節氣は、各月の前半にあたる部分を「節氣・正節・節」などといい、後半にあたる部分を「中氣・中」といいます。

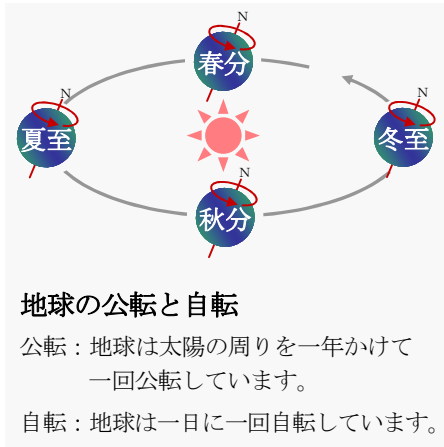
二十四節氣は、「二にし至しに二分ぶん（冬至・夏至、春分・秋分）」と、その中間点の「四立しりつ（立春、立夏、立秋、立冬）」を合わせた「八節」を柱として成立しており、それぞれには季節をあらわすのにふさわしい名称がつけられています。



二十四節気



地球から見た太陽の動き



地球の公転と自転

公転：地球は太陽の周りを一年かけて一回公転しています。

自転：地球は一日に一回自転しています。

【定時法】中国伝来の「十二辰刻法」

一日を十二辰刻に分ける時刻法で、一辰刻（一時・一刻）には二時間ずつ子・丑・寅・卯・辰……と十二支が割り当てられました。

さらに一辰刻は三〇分ごとに分けられ一刻と呼ばれ、四刻で一辰刻となりました。

怪談話でお馴染みの「草木も眠る丑三ツどき」とは丑の辰刻（午前一時から三時）の三刻となり現在の午前二時頃となります。

また、「午前」「午後」とはそれぞれ、

午の辰刻の前、後という意味であり、「正午」はちょうど午の辰刻ということになります。

【不定時法】季節により一辰刻の長さが違う

江戸時代、実生活においては不定時法が使われていました。それは夜明けと日暮れを基準に、それぞれ「明け六ツ」「暮れ六ツ」と呼び、これを境に二時間ごとに五ツ、四ツ、その後は九ツ、八ツ、七ツと呼ぶものでした。

江戸の日本橋本石町には「時の鐘」（写真）が設けられ、一辰刻ごとに鐘を鳴ら

してときを知らせておりました。

「おやつ」は午後の八ツどきにいただく間食のことで、現在も使われている言葉です。



▶江戸で最初の「時の鐘」。宝永八（一七一一）年に完成。昭和五年に現在の中央区日本橋小伝馬町の十思公園（じゅっしこうえん）内に移設されている。

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	時			
九ツ	四ツ半	四ツ	五ツ半	五ツ	六ツ半	六ツ	七ツ半	七ツ	八ツ半	八ツ	九ツ半	九ツ				
午	巳	辰	卯	寅	丑	子							辰刻			
2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	辰刻
正午													午前			

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	時			
九ツ	四ツ半	四ツ	五ツ半	五ツ	六ツ半	六ツ	七ツ半	七ツ	八ツ半	八ツ	九ツ半	九ツ				
子	亥	戌	酉	申	未	午							辰刻			
2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	2	1	4	3	辰刻
午後												正午				